

【電子帳票交付システム利用規定】

第1条 本規定の適用

本規定は、ご利用者（以下「お客さま」といいます）と池田泉州銀行（以下「当銀行」といいます）の間でインターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ、またはスマートフォンなどの機器（以下「端末」といいます）を利用して、第2条に定めるサービスを行うことができる「電子帳票交付システム」（以下「本サービス」といいます）の利用に関して定めたものです。

本サービスの提供に際しては、当銀行とお客さまとの間に以下の規定が適用されるものとします。

第2条 サービスの内容

1. 本サービスについて

当銀行が定める書類（以下「対象書類」といいます）について、紙媒体に代えて電磁的に交付（以下「電子交付」といいます）する無償のサービスです。

2. 対象書類とその閲覧可能期間

電子交付の対象となる書類とその閲覧可能期間は、以下の通りです。

- ・「インボイスのお知らせ」 閲覧可能期間 8年
- ・「当座勘定照合表」 閲覧可能期間 3年

3. 電子交付の方法等

(1) 電子交付の方法は、対象書類の記載事項をPDF形式のファイルで記録して、お客さまの画面上で閲覧に供します。

なお、対象書類を閲覧するためには、使用する端末にPDF閲覧ソフトが必要になります。

(2) 対象書類については、お客さまのプリンター等で印刷すること、お客さまの端末にPDF形式のファイルを保存することも可能です。

(3) 対象書類が新しく電子交付された場合は、その都度、本サービス画面上で通知します。

第3条 サービスの利用方法

1. 利用方法

(1) 当銀行は、該当するお客さまに対して、企業ID、利用者ID、ログイン情報（＝パスワード）（以下「企業ID等」といいます）を記載した通知書面（以下「通知書」といいます）を送付します。

(2) お客さまは、安全確保のために当銀行が採用しているセキュリティ措置、本規定に示した各種ID、パスワードの不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. 対象者について

(1) 本サービスの対象者

- ・「インボイスのお知らせ」 法人及び個人事業主とします。
- ・「当座勘定照合表」 当座預金取引先とします。

(2) お客さまは本規定を遵守するとともに、ご自身の行為に基づく一切の責任を負うものとします。

3. 動作環境

(1) お客さまは、当銀行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、お客さまの負担および責任において本サービスの利用に適した端末の動作環境を準備し維持するものとします。

(2) 本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等、その他機器等の導入費用等については、お客さまが負担するものとします。

4. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当銀行所定の時間内とします。

ただし、当銀行は、取扱時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

第4条 本人確認

1. 本人確認の手段

当銀行は、企業ID等によりお客さまの本人確認を行う方式によりお客さまの確認を行うものとします。

2. 企業ID等の通知

当銀行は、お客さまの届け出住所あてに通知書を送付し企業ID等を通知します。

3. 本人確認手続き

本サービスにおけるお客さまの本人確認方法は、次に定めるとおりとします。

お客さまが端末に入力した企業ID等と当銀行に登録されている各内容の一致により確認します。

4. 通知書の取扱い

通知書は、お客さまが保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。

5. 企業ID等の管理

(1) 企業ID等は、お客さまの責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、ログイン情報（＝パスワード）は、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けてください。

(2) 企業ID等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当銀行に直ちに連絡をしてください。

第5条 免責事項等

1. 免責事項

次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当銀行は責任を負いません。

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき。

(2) 当銀行または本サービスの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

2. 通信経路における安全対策

お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当銀行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、お客さまの責任において確保してください。当銀行は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

4. 郵送上の事故

当銀行が発行した通知書が郵送上の事故等、当銀行の責めによらない事由により、第三者（当銀行職員を除きます）が、ログインに必要な企業ID等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当銀行は一切責任を負いません。

第6条 規定の変更等

1. 当銀行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

(1) お客さまの一般の利益に適合する場合

(2) 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

2. 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定

の効力が発生するものとします。

3. 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、1か月以上の相当な期間を置くものとします。

第7条 通知手段

お客さまは、当銀行からの通知・確認・案内等の手段として当銀行ホームページへの掲示が利用されることに同意するものとします。

第8条 サービスの休止（一時停止または中止）

1. 当銀行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスの休止時期および内容について第7条の通知手段により通知のうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。

2. ただし、本条第1項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当銀行はお客さまへ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期および内容について第7条の通知手段により後ほど通知します。

3. 本条第1項、第2項において、お客さまは当銀行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの休止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得、その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第9条 サービスの廃止

1. 当銀行は、廃止内容を第7条の通知手段により事前に相当の期間をもって通知のうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

2. この場合、お客さまは当銀行に対して一切の異議を述べず、かつ本サービスの廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得、その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。なお、サービスの全部または一部を廃止する際には、本規定を変更する場合があります。

第10条 準拠法・管轄

本規定の準拠法は日本法とします。

本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当銀行（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2025年3月11日制定